

建設環境常任委員会会議記録（概要）

平成29年2月6日（月）

開 会 （午後1時30分）

【説明員の欠席について】

大澤環境クリーン部次長 越阪部環境クリーン部長が本日、所用により欠席させていただきますので、ご報告いたします。

松本委員長 只今の報告のとおりご了承願います。

【議 事】

○特定事件 環境保全についてのうち

- ・三ヶ島2丁目墓地計画に関する請願採択後の状況について

城下委員 今日委員会は請願採択後の状況変化を委員会で共通認識しようというところで開催したとの理解でよろしいか。

松本委員長 議題のとおり請願採択後の状況について話を聞くということである。

【概要説明】

岸生活環境課 三ヶ島墓地計画の請願趣旨採択以降の状況についてご説明いたします。

長

平成27年8月25日、狭山丘陵・三ヶ島2丁目に造成予定の墓地計画は、所沢では前例のない盛土・急斜面地であり、崩落の危険性に関する斜面災害の専門家による調査報告を、所沢市が十分精査し吟味することを求める件という請願2号が提出されました。

ご審議の上、平成27年9月25日に趣旨採択と採択されました。

その後の状況でございますが、平成27年10月5日に所沢市自治連合会より62,381筆の公有地化の要望が市に提出されております。市としては事業計画者に計画地の公有地化への協力を要請しましたが、計画者の事業を進めるという意思は変わりませんでした。それに伴いまして平成27年11月2日に旧所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例・施行規則に従い、審査意見書を交付いたしました。交付にあたりましては請願の趣旨を踏まえまして、1、「墓地、埋葬等に関する法律」第1条に規定する宗教的感情、公衆衛生その他の公共の福祉の見地から支障がないと認めますが、墓地区域の造成にあたっては、法令の規定に基づき関係機関の許可等を受ける手続きが必要です。2、法令を遵守し、関係機関の指導に従い傾斜地等の安全対策について万全を期してください。また、狭山丘陵の景観に関しても配慮して下さい。3、関係住民等からの要望につきましては、引き続き誠意を持って対応して下さい。4、審査意見書の有効期間は平成28年11月1日までとします。との意見を付しました。

その後、平成28年4月11日には、計画者より開発事業計画のお知らせ看板が設置されました。また、市へは4月に山林の地質調査のための伐

採届が出されました。

その後、平成28年5月21日に事業計画者が樹木の伐採を開始しましたところ、事業計画者が誤って計画地域以外の部分の樹木を一部伐採してしまいました。

平成28年7月には事業計画者より顛末書が関東財務局へ提出され、市は7月に嚴重注意の文書を計画者に送付しました。市へは8月に顛末書が提出されております。

その後、平成28年10月、事業計画者は関係地権者等へ現在の状況について文書で説明したとの報告を受けました。

現在、事業計画者は街づくり条例の手続きの事前相談を行っているところと考えております。

谷口委員

改正「所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例」における事務手続の流れに関する事務手続に、計画者、市、関係住民等とのプロセスが書いてあるが、今の説明で審査意見書が出されて、事前相談ということでクリアすべき課題がクリアできていなくて色々と問題があるので、審査意見書から一年経過しているのが現状だと思うがクリアできない課題はどういったものか伺いたい。

岸生活環境課
長

これにつきましては、街づくり条例の他法令の関係でございますが、おそらく急傾斜地の関係で安全対策面の協議をしていると思っております。

	<p>詳しい内容については環境クリーン部では把握しておりません。</p>
城下委員	<p>審査意見書の取扱いについて伺いたいが、期間をつけた根拠と、期間が過ぎた意見書は無効になると思うが市はどのような対応をする予定なのか。</p>
岸生活環境課長	<p>期間を付した理由でございますが、一年を経過いたしますと周辺状況の変化も考えられますので一年と定めたものでございます。</p> <p>また、有効期間は過ぎましたが事前協議自体は無効ではございません。旧条例の取扱いになりますので、状況が変わったということであれば関係住民等に状況について説明していただき質問等があればご対応いただいて、その報告を受けてもう一度審査意見書を交付する予定でございます。</p>
谷口委員	<p>有効期間一年という説明と、通常は一年あればすべての色々な状況が整って次のステップに進むのではないかという前提なのだと思う。</p> <p>有効期間一年経って状況が到らないということは、この計画は条件が整っていないという理解もできるがどうとらえているのか。</p>
岸生活環境課長	<p>一年経過してもできないという認識はありません。大きい計画ですと事業を進めるには一年かかると思います。一年経過すると関係住民等に状況</p>

をお知らせする必要があるのではないかということで、有効期間を定めた
ものでございます。

谷口委員

墓地・埋葬等に関する法律で、厚生労働省が通知して行政に裁量権が認められたという前提だが、他の事例で一定期間の審査意見書を超えて再交付した事例など調べているのか。

岸生活環境課
長

一年を超えたため審査意見書を再交付した事例はございます。

浅野委員

この計画を平成26年12月に出したときは旧条例だったが、関係者の話では意見書は一年経って失効しているので新たに出さなくてはいけないということで、出せば新条例が適用するのではないかと聞いている。失効したとしても旧条例のままなのか。

岸生活環境課
長

旧条例が適用されます。

浅野委員

弁護士によっては、失効したのだから新条例でやるべきという意見の方もいるが、これについて市の判断なのか、弁護士によって違うのか。

岸生活環境課長 旧条例に経過措置の規定がございまして、条例改正前に事前協議を行った場合などは従前の例で取り扱うということで、旧条例が生きる経過措置の規定となっております。

城下委員 さきほど、意見書は無効になっても再度発行した事例はあると言っていたが、旧条例で経過措置での対応をしていくということだが、その判断は各自治体の裁量ではないのか。

岸生活環境課長 新条例では、この条例の施行日前に改正前の所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例の規定に基づく事前協議を行った者又は、現に事前協議を行っている者に係る許可を行う場合には、従前の例によるという経過措置の規定がございまして、旧条例の手続で審査を行います。

浅野委員 事前手続きがもっと延びたとしても旧条例の扱いなのか。

岸生活環境課長 そのとおりでございます。

村上委員 請願が通ったあとの経緯を聞いたが資料は何もないのか。口頭で説明はされたが現状はどうなっているのか、意見書の有効期間が切れていることなどは審査をするうえで大事なことだと思う。その後の経過についてどう

なっているかという審査をするにあたって資料は何もないのか。

岸生活環境課
長

資料をご用意してございません。

村上委員

有効期間が平成28年11月1日で切れている状態というのは、手続上どのような状態なのか。

岸生活環境課
長

審査意見書の有効期間は平成28年11月1日ですが、新条例には一年後にもう一度説明会を開くという条文はありますが、旧条例には特にはございません。事前協議が継続している状態です。

村上委員

どういう状態なのか。行政側は意見書を出したので、ずっとその状態で受けの立場なのか。

岸生活環境課
長

現在、計画者は他法令の手続の事前相談をしている状況で、他法令の許可が無い限りは墓地の経営許可の申請は出せません。

村上委員

担当所管とすれば、意見書を出したあとは事業者からのアクションが無い限り今の状況では見守るだけなのか。

岸生活環境課
長

そのとおりでございます。

城下委員

墓地はそのようなかたちで、他法令は街づくり条例を開発指導課で事前相談の段階と説明があったが、あの場所は狭山丘陵でみどりの保全という部分で動いていると思う。請願採択後に所沢市自治連合会からの署名があったということだが公有地化に向けての動きはあるのか。

関谷みどり自
然担当参事

公有地化へのアプローチに向けて直近では、先月1月24日に事業計画者のところへ行きまして話をさせていただきました。事業計画者側といたしましては、事業計画を進めている段階なので、そのようなことは考えていないという話でした。それ以前にも2回行きましてし、電話でも話をさせていただいております。

谷口委員

有効期間が切れたということで事前協議が整わなかったと思うが、旧条例でという見解とのことだが、仮に有効期間が切れている状態で一年間と期間を区切っているのは環境の変化があるという話なので、切れている状況で審査意見書を出すことになった場合新しい状況の中で判断するべきだと思うがいかがか。

岸生活環境課

再交付の条件ですが、現在の状況を関係住民等に説明していただいて、

長	その報告を受けてそれに対して審査意見書を再交付することになりますので、改めて事前協議からやり直すということではございません。
谷口委員	今変わっている状況があれば、変わっている前提の新しい情報を元にして、審査意見書を交付する判断をするという理解でよいか。
岸生活環境課 長	変更内容を関係住民等へ説明していただいて、その報告を受け、審査意見書を再交付する形でございます。
城下委員	請願を審査した時と現状とでは多少計画の内容も変更があるようにとらえているが、どういった変更が出てきているのか。
岸生活環境課 長	事業計画者からは、区域内の話ですが管理事務所と駐車場の位置を変えらるとの報告を受けています。
城下委員	請願を審査した時に擁壁の崩落もあるということで、委員会としても意見を付けて趣旨採択をしているが、擁壁についても調査をして強固な擁壁をすることになった場合には当初の計画が変更になると思うがそのような認識でよいか。
岸生活環境課	現在、事業計画者で検討をしている部分でございまして、形状につきま

長 としては環境クリーン部ではわからない状況です。

村上委員 今の段階では行政の立場としては待ちの状況で、色々な変更の項目が報告されている。そういったものの途中経過のもとに住民説明会をやって、市に状況を説明して再交付ということが考えられるが、今はまだ全体的に擁壁だとかは固まっていないので、固まった時点でもう一度市に報告されるのかそのあたりを教えていただきたい。

岸生活環境課 長 まだ固まってない段階ですので、事業計画者より、計画が固まった段階で関係住民等と市に報告をいただく予定でございます。

村上委員 現状で分かっているのは、管理事務所と駐車場の位置が変わることは、事業計画としてわかっているけれども、全体として市に報告するまでの材料が揃っていないということか。

岸生活環境課 長 墓地区域内の話ですが、管理事務所と駐車場の位置は変わります。それ以外のことはわからない状況です。

城下委員 擁壁については区域内ではないのか。

岸生活環境課
長

擁壁かどうかもわかりません。

城下委員

仮に擁壁を造った場合には区域内という理解でいいのか。

岸生活環境課
長

擁壁の位置が区域内か区域外かは、固まっていない段階ですのでわからない状況です。

城下委員

審査意見書の再交付を判断する一つの条件で、旧条例でも資金計画書が条例施行規則にも位置づけられているが、当初の案よりも強固な擁壁をす
るとなった場合には資金計画にも影響が出てくると思うが、新たな資金計
画書の提示を市は求めていくのか。

岸生活環境課
長

資金計画につきましては、墓地経営の許可の申請時点で確認してまいり
ます。

谷口委員

平成26年12月12日市長に出した計画協議書には、計画地の面積が
6947.14平米となっていて、先週現場を見てきたが看板がいくつか
張られている。

開発事業区域の面積をみると7642.87平米ということで、当初の
計画との差はどのように理解すればよいのか。

岸生活環境課
長 開発区域と墓地区域の違いのご質問だと思いますが、墓地区域についての6947.14平米については、事業計画者から変更はございませんとの報告を受けている。開発区域については墓地区域以外の部分も含み、工事車両の進入路なども含めて区域を設定するものではないかと考えておりまして差があるものと考えております。

谷口委員 擁壁の話がでたが、仮に斜面崩落の危険性が指摘されてその対策を検討していて、事前相談をしているという話も入ってきているが強固な擁壁が必要という結論に至った場合は墓地のために必要ということで、そういったことも含めて墓地の区域と考えるがこれについてはどうか。

岸生活環境課
長 墓地区域について、付随するものを墓地区域と見るかどうかは計画者の判断だと思います。

城下委員 擁壁について、墓地の区域内にするかどうかは事業者の判断ということか。

岸生活環境課
長 擁壁かどうかはわからない状況ですが、墓地区域につきましては事業者の判断だと思います。

浅野委員

国有地を無断で使用したことも街づくり計画部関係に相談はあったのか。

関谷みどり自然担当参事

事業計画者側は関東財務局の土地の樹木の伐採を誤って行いましたとのことで、それに対し、財務省は大聖寺に対して顛末書の提出を求め、顛末書が提出されました。その間に所沢市の里山保全地域の条例違反もございましたので、市と関東財務局で、今後の対策について打ち合わせを行いました。結果としまして、平成28年11月に条例違反の処理について、市から事業計画者側に文書を提出し、それに対して平成28年12月に原状復帰の現地打ち合わせを行いました。最終的に12月16日に原状復帰の植栽を行いました。

浅野委員

植栽は根が付くまで着工できないのか。

関谷みどり自然担当参事

許可するかしないかの問題ではなく、その植栽が付くかどうかは1年を待たないと判断ができません。

浅野委員

大聖寺のペナルティにはならないのか。

岸生活環境課長

墓地の経営許可の申請におきましては、この計画については審査しますが、それ以外の部分の違反については審査に加えることは好ましいもので

はないと考えております。

城下委員

一般論として強固な擁壁を設置する必要がある場合には、みどり保全の視点からも環境影響調査が必要になるかと思うがいかがか。

安定した墓地の運営の観点から資金計画に乖離があってはならないと思うがいかがか。

岸生活環境課
長

雨水等の処理については街づくり条例で審査するものと考えております。擁壁が莫大な額になるかは現時点ではわかりませんが、増額になった場合にはそのような計画が出てくると思いますので慎重に審査していきたいと考えております。

谷口委員

斜面の崩落の関係の対策として、当初、想定されていない対策を行うときは、旧条例第6条の関係住民との協議などで十分に理解が得られるよう努めなければならないということで、住民が説明してほしいとなった場合、市も事業者の説明をするように指導すべきと思うがいかがか。

岸生活環境課
長

計画が固まり次第、関係住民の方に説明するよう指導しております。

谷口委員

文書だけでなく説明会を開催するという事でよろしいか。

岸生活環境課長 説明していただいて、質問や意見がございましたら対応するように指導しているところでございます。

説明会の開催はお願いしますが、計画者の判断になります。

村上委員 市としては住民に対してちゃんと説明をしてくださいというふうに思っているのか。

岸生活環境課長 説明をしてくださいとの指導をしております。

村上委員 説明をしないということもあり得るのか。

岸生活環境課長 事業計画者の方からは説明すると伺っております。

村上委員 全体の計画について事前に地域住民に説明しなさいとはなっていないということか。

岸生活環境課長 行政指導の範疇ですが説明してくださいと指導しております。

谷口委員

旧条例でも関係住民との協議で十分に理解が得られるように努めなければならぬとある。斜面の崩落の危険性は下側にマイナスの影響を及ぼすことがあるわけで、関係住民等からいろいろと要望があった場合は直接しっかりと説明してほしいと。計画者に裁量を渡すのではなく、直接、説明してくださいと事業者に行政指導をするべきと思うが、いかがか。

岸生活環境課
長

行政指導の範疇ですが、きちんと説明するように指導してまいりたいと考えております。

赤川委員

審査意見書の期間を1年にした理由を伺いたい。

施行規則第7条の2で計画者は審査意見書の交付を受けた日から1年を経過した後に、法第10条第1項又は第2項の規定による墓地云々の申請を行うときは改めて説明会を開催しなければならないと書いてある。

岸生活環境課
長

それについては改正後の新条例で、こちらの計画はあくまで旧条例での取扱いになります。

赤川委員

審査意見書の有効期限が切れた後、旧条例で対応する根拠は条文のどこにあるのか。

岸生活環境課 所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例の経過措置に、「この条例の
長 施行の日前に改正前の所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例の規定
に基づく事前協議を行った者又は現に事前協議を行っている者に係る許
可を行う場合については、なお従前の例による。」と規定があります。

赤川委員 事前協議中のものは従前によると思うが、審査意見書の期限が切れたこ
とについては、どのように考えるのか。

請願が趣旨採択された後に、請願者から要望書が何回も出されていると
思う。また弁護士から意見書も出ている話を聞いたが、法的に問題がある
のではないか。

岸生活環境課 市の顧問弁護士に相談しましたところ、この墓地計画につきましては、
長 旧条例に基づく審査になります。旧条例では審査意見書について1年など
という規定はありません。審査意見書に有効期限を定めたものは、あくま
で目安であるため、審査意見書としては無効にはならないとの判断をいた
だいております。

赤川委員 審査意見書の期限が切れた後は、新条例に基づいて審査をするという考
え方もあると思うが。

岸生活環境課 経過措置の規定がございますので、事前協議自体が無効になるというこ

長	とではございません。
赤川委員	次の審査意見書の有効期限についてどのように考えているか。
岸生活環境課 長	仮に再交付となった場合には、1年後に状況が変わるかもしれませんが、1年の期間は付す考えです。
赤川委員	また期限が切れたら、ずっと旧条例に基づくのか。
岸生活環境課 長	そのとおりです。
村上委員	審査意見書の意味合いは何か。
岸生活環境課 長	行政手続的には墓地の経営許可の申請が出た段階で審査することになります。大きな計画ですので、申請前のある程度、事前に審査を行うこととなります。
村上委員	審査意見書を出した後に、事業者は具体的に各法令に則り手続を始めると思う。今の段階では意見書を付された事業者が具体的に工事に着工するにあたっての各法令の事前相談をしている状況と思う。申請後の段階で精

査されるとのことか。

岸生活環境課長 他法令の許可書の写しを添付して墓地の経営許可の申請がされますので、他法令の許可が下りない場合には先には進みません。

村上委員 他法令の許可がされてから全体像が見えてくる。もう一度審査し直す必要があるかは、その段階にならないとわからないということか。

今の段階で予定が違くと行政指導することはできないということか。

岸生活環境課長 あくまで検討中の話ですので、変わった段階で近隣関係の住民に説明する必要はあると考えています。

村上委員 変わった段階というのは、こうなるかもしれないと説明するのか。

岸生活環境課長 ある程度計画が固まった段階で説明をいただくことを指導しています。

村上委員 ある程度、事業者の計画の方向性が決まってくるまでは、所管としては見守っていくしかできないということか。

岸生活環境課 そのとおりです。

長

城下委員

計画の変更について埼玉県はどのように関わるのか。

関谷みどり自

自然公園法の関係では事業計画が変更になれば、その時点で法の届出が

然担当参事

必要となります。

城下委員

市のスタンスとして公有地化に向けて粘り強く交渉はしていくのか。

関谷みどり自

今までのスタンスと変わりはありません。

然担当参事

浅野委員

狭山丘陵ではない代替地の紹介はできないのか。

関谷みどり自

みどり保全の立場でのご質問と思いますが、墓地として開発計画が可能

然担当参事

かどうかで考えたときは、別の場所を探すことは非常に難しいと考えております。

城下委員

市内の墓地の状況について伺いたい。

岸生活環境課

事業型墓地の状況でございますが、平成28年3月31日現在で、市内

長	全体の墳墓の区画数は、3万9,679区画でございます。霊園としては1 1霊園です。使用区画数は3万5,961区画で、未使用の区画は3,7 18区画でございます。 未使用の区画率は9.37パーセントです。
赤川委員	過去に一番長く協議がかかった事例を伺いたい。
岸生活環境課 長	過去の事例につきまして手元に資料がないためお答えできません。
赤川委員	事前協議の途中で計画を断念した事例が過去にあったと思うが。
岸生活環境課 長	手元に資料がないため、確認できません。
赤川委員	開発許可の場合、一定の期間に着工しなければ、失効されると思うが、 墓理法にはそのようなことがないと思うが。
岸生活環境課 長	墓理法には、すぐに着手しなければならない規定はございません。 過去のことで申し上げますと申請して許可を受けて、完成しなかった事 例はございません。

村上委員	最終的な許可申請が提出されるまでは、現段階では動きはないというこ とか。
岸生活環境課 長	事業者は計画中ですので、そのとおりでございます。
赤川委員	仮に擁壁をつくるとなった場合、多大な費用や安全性などについては、 審査意見書を付す前に市はチェックをするのか。
岸生活環境課 長	安全性など他法令の審査については他法令の手続で審査します。
赤川委員	事前協議のときの資金計画と、何倍も違う計画が出された場合にも関係 ないとのことか。
岸生活環境課 長	事業計画者の計画なので、現在どのような資金計画となるかはわかりま せんが、増額した場合にはそれに基づいた資金計画をしたいと思います。
村上委員	擁壁については相当の資金がかかると思うが、最終的に事業計画として 成り立っていれば、許可せざるを得ないと思うが。

岸生活環境課 赤字になるような資金計画であれば計画をあきらめるとは思います、成
長 り立つからこそ申請がでてくるものと考えます。

谷口委員 審査意見書を再発行するプロセスを伺いたい。

岸生活環境課 新条例の趣旨を踏まえて1年経つと状況が変わることが考えられます
長 ので、関係住民等に説明をいただき、その後、報告を受けて審査意見書の
再交付の手続に入ることとなります。

村上委員 1年経てば地権者や関連する方に事業者として説明する必要があると
いうことが、有効期限が定めた大きな理由だと思う。1年経った現在、事
業者に説明しなさいという行政指導が必要なのではないかと。

岸生活環境課 行政指導はしております。

長

村上委員 現状で事業者はそのような説明はしているのか。

岸生活環境課 一度は現在の状況を説明したと伺っております。その後ある程度計画が
長 固まった段階で関係住民等に説明すると話は伺っております。

村上委員	途中経過といえども説明しなさいという行政指導はできないのか。
岸生活環境課 長	平成28年10月に一度現在の状況について文書で事業計画者から関係住民の方に説明したということは伺っております。ある程度計画が固まった段階で再度説明すると伺っております。
村上委員	最終的な計画がまだ固まっていないため、まだ説明できないということか。
岸生活環境課 長	そのように伺っております。
浅野委員	平成28年10月に関係者に文書を配ったとのことだが、その文書を市は持っているのか。
岸生活環境課 長	平成28年10月に関係住民等へ文書で説明したと伺っております。
浅野委員	関係者は誰か。

岸生活環境課
長

計画区域から100メートル以内の地権者と関係者です。

浅野委員

文書内容は把握されているのか。

岸生活環境課
長

確認しております。

浅野委員

それを貰えないのか。

岸生活環境課
長

検討します。

村上委員

事前協議の段階で様々な意見書等の提出があったと思うが、そのような方に説明はしたのか。

岸生活環境課
長

説明は区域から100メートル以内の地権者と関係者のみです。

城下委員

固まった段階で説明があったときに問題があった場合、どうするのか。

岸生活環境課 他法令の関係は街づくり条例だと思いましたが、現在、事前の相談をして
長 いるところだと思いますので、そちらの指導はあるかと思ひます。

谷口委員 説明は説明会を開催するという理解でよろしいか。

岸生活環境課 説明会を開催してほしい旨を伝えていきたいと考えております。
長

【質疑終結】

休 憩 (午後2時50分)

(協議会を実施)

再 開 (午後2時59分)

松本委員長 特定事件「環境保全について」のうち、「三ヶ島2丁目墓地計画に関する請願採択後の状況について」は、審査を終結することによろしいか。

(委員了承)

散 会 (午後3時0分)